

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

政府は10月20日に行われた安全保障会議において、新たな防衛計画の大綱の策定を平成22年まで先送りすることを決定した。

現在の大綱は平成16年に策定されたものである。それ以降、北朝鮮は核実験や大陸間弾道ミサイルの発射を行い、我が国の安全保障上、現実的な脅威となっている。北東アジアの安全保障環境は、現大綱が策定された平成16年から大きく変化し、我が国は早急な対応が求められているのである。

さらには、自然災害への対応や、有事における国民保護など、防衛省・自衛隊の活動は国民生活と密接に関係している。防衛省・自衛隊の円滑な運用と、地方自治体との有機的な連携のためにも、空白期間をおくことなく新たな大綱を策定することが急務である。

よって、国においては、新たな防衛計画の大綱策定を先送りする決定を撤回し、早急に新大綱と新たな中期防衛力整備計画を策定し、国防に対する新政権の考えを内外に発表することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗